

# 令和8年度川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託公募型プロポーザルによる企画提案の評価について

## 1 評価の方法について

### (1) 参加者の資格要件の確認について

プロポーザル参加を希望する団体は、参加意向申出書等を提出する必要があります。これを受け、事務局で資格要件を確認の上、参加資格確認結果通知書を当該団体に送付しています。

### (2) 企画提案の評価については、①提出書類 ②プレゼンテーション（提案説明、ヒアリング）を踏まえ、別紙「評価基準表」に基づき行います。

### (3) 評価委員の評価点を合計し、順位付けを行います。ただし、評価点の合計が満点の6割に達しない場合は不合格とします。

### (4) 同点数となった場合は、評価基準表の項目中「1 理念・基本方針」「2 支援内容の工夫」「3 相談従事者・支援体制の確保」「4 安全管理の確保」の得点が多い順に順位付けします。なお、それでも同点数になる場合は、評価委員会において協議の上、順位を決定します。

## 2 評価の視点

### (1) 事業の基本方針

本事業は、児童虐待に関する相談及び通告を24時間365日受け付ける体制を構築することで、児童虐待を早期に発見し、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげること、また、児童及び青少年のいじめや不登校、対人関係の相談に対応することを目的とします。

#### ア 児童虐待通告に関する受付及び確実な児童相談所への連絡

関係機関や近隣住民等からの虐待通告を受けた場合には、児童の状況について聞き取りを行い、児童虐待相談・通告受付票を作成し、係属歴を確認し、注意事項に留意して所管児童相談所の支援に繋げること。

#### イ 児童相談に関する相談支援

児童及びその保護者からの相談に対し必要な助言指導を行うとともに、児童の一時保護が必要な緊急性がある場合や面接等の継続的な支援が必要と判断される場合は、所管児童相談所の支援に繋げること。

### (2) 評価点について

上記の事業の基本方針を実現する観点で、各評価項目を5段階で評価します。

#### 【評価点の基本的な考え方】

評価点	観 点
5 (特に優れている)	提案内容の評価が「4」であり、その取組を実現できる実績を有している、又は実現できることが論証されている。
4 (優れている)	提案内容が、基本方針の実現に向け、具体的、効果的な取組である。
3 (普通)	提案内容が、仕様書で求める内容を満たしている。
2 (多少不十分である)	提案内容が、仕様書で求める内容を概ね満たしているが、内容が不十分である。
1 (不十分である)	提案内容が、基本方針を理解していない、仕様書で求める内容を満たしていない。

※各評価項目における評価の視点については、別紙「評価基準表（評価の視点）」を参照してください。

# 評価基準表

別 紙

No.	評価項目	評価の視点
<b>1 理念・基本方針</b>		
(1)	児童虐待等に対する適切な対応	児童虐待に関する通報・相談を24時間365日受け付ける体制を構築し、児童虐待の早期発見と早期対応にて適切な支援につなげていく役割を自覚し、こども家庭庁から発出されている「児童相談所運営指針」や関係通知等や本市マニュアル等を遵守していくことへの認識があるか。
<b>2 支援内容の工夫</b>		
(1)	効果的な電話相談支援の提供	児童虐待、育児相談、いじめ等、子どもや保護者の状況に応じた適切な助言指導や児童相談所、関係機関紹介等の具体的な提案となっているか。
(2)	電話回線や従事者の配置体制	本事業に定めた電話相談(受付時間、対応件数)が実施できる電話回線が確保できるか、また、従事者の配置体制が確保できる提案となっているか。
(3)	継続支援・緊急連絡への取組	継続支援や一時保護等緊急対応が必要なケースについては、係属歴を確認し、担当児童相談所や指定する緊急連絡先に連絡を行うことが確実に実施できる体制となっているか。
(4)	受託相談の記録作成・報告	相談内容を各相談別記録様式に的確に記録し、業務日誌、月報、年報等作成報告できるか。また、検査確認体制を取れるか。
<b>3 相談従事者・支援体制の確保</b>		
(1)	職員の適確性	相談員の予定者は、事業実施に必要な専門性・経験を有しているか。仕様書に定める資格・経験別人数の明示があるか。
(2)	事業者のバックアップ体制	本事業の担当職員が実施日に不在の時等、事業者として必要な支援体制を確保するための提案が具体的か。
(3)	業務管理体制	事業責任者の設置等の業務管理体制や当該責任者の経験等は的確か。
(4)	相談員の資質向上	相談員のサービスの質の維持・向上のための研修・教育の内容は適確で、具体的な提案か。
<b>4 安全管理の対策</b>		
(1)	実施場所	相談者に関するプライバシー保護の確保が図られる場所であるか。
(2)	個人情報の保護	個人情報の取扱いの基本的な考え方を理解し、研修等、情報管理を組織的に行う仕組みがあるか。
(3)	苦情処理	利用者からの苦情を受け付ける体制及び対応が適切か。
(4)	損害賠償責任	当該委託事業において生じた法律上の損害賠償責任に対応可能か。
<b>5 過去の受託実績</b>		
(1)	受託実績	過去5年間における類似の電話相談(いじめ、児童福祉、自殺等)の業務委託の受託実績の有無。有りの場合、発注者、契約期間、業務内容等の概要
<b>6 見積書の妥当性</b>		
(1)	見積書の妥当性	見積書は、実施内容や実施体制等に対して適切な金額となっているか。また、提案内容に無駄がないか。